

JAL被解雇者労働組合（JAL 争議団）

info@jhu-wing.main.jp<https://jhu-wing.main.jp/>

国交省準備書面(2)

12/8 都労委 国交省事件(4回目)調査報告

再建への関与も使用者性も「過去の事」？ JAL 争議解決に背を向ける国交省！

12月8日、東京都労働委員会（都労委）において、国交省事件（団交拒否の不当労働行為救済申立）の4回目調査が行なわれました。12月2日に国交省から提出された準備書面（2）に対し、組合から次回調査期日までに反論書面を提出することを伝えました。

国交省の準備書面(2)の主な主張

- ① 組合が証拠として提出した、前原元国交大臣のユーチューブ発言内容は、「真実と合致しているか否か不明で証拠価値が低い」と具体的に認否することなく切り捨て
- ② JAL 更生手続きにおける支配力は、特殊事情に留まり、使用者性の判断材料とならない
- ③ 過去に JAL の雇用管理に関する決定に支配力を有していたとしても、現時点で、職場復帰や補償に対する支配力が及び、決定できるということにならない
- ④ 使用者性は、整理解雇の時点ではなく、団交申入れ時点における地位で判断される。申立人は使用者性を立証していない

委員長発言

- 前原元国交大臣のユーチューブでの発言について、国交省は「発言内容が客観的事実と合致しているか不明で、証拠価値は低い」と、まるでフェイクニュース扱いにしている。
- 「過去において支配力を有していても、今から10年以上前の過去における事実である」と言っている。行政の一貫性はどうか、行政のこの考え方に驚いている。
- 2011年2月17日の衆議院予算委員会で、ベテラン機長の解雇と安全に拘わる問題について、大畠国交大臣（当時）が日本航空の社長を呼び、航空行政の安全について確認すると発言している。
- 運航に必要な人員数を国交省に報告することは、安全管理のために行なわれている。国交省に使用者性がないということはありません。解決の為に交渉を行なって頂きたい。

調査で確認されたこと

- 国交省の準備書面（2）に対して、組合側は反論書面を提出する
 - 組合は書証として、2021年12月9日の国交大臣に対する団交申入れ書を提出する
 - 委員会は次回、今後の審査の進行について、正式に双方の意向をきく
 - 国交省事件と JAL 事件（団交拒否と追加の申立）の併合審理を求める意向を伝えた
- 次回の調査： 1月20日、JAL 事件 10:00～、国交省事件 11:00～